１年単位の変形労働時間制の導入

徳島県立みなと高等学園

多忙な時期に制度を活用して、休日をまとめ取り

１年単位の変形労働時間制とは・・・

１か月を超え１年以内の期間を平均して１週間あたりの正規の勤務時間が38時間45分となること等を条件として、業務の繁閑に応じ勤務時間を配分することを認める制度

みなとモデル（前期）

○対象期間【４月８日から８月31日まで】
○延長した勤務時間【８時30分から17時45分まで】
○休日の算出方法【１日0.5時間延長×31日間＝15.5時間（２日分の休日）】
○学校閉庁日（夏季休業期間）に、この２日分の休日を取得

１年単位の変形労働時間制の活用イメージ

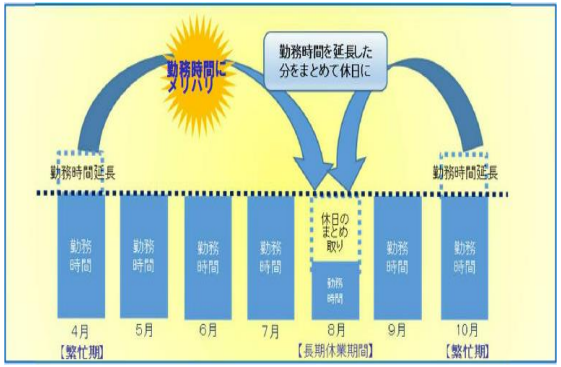

併せて年休を取得すれば、休日のまとめ取りも可能となる。

1年単位の変形労働時間制を利用しての感想

○多忙な時期なので、退庁時刻を超えても必要な業務のために残っていたが、延長して働いた分を、「代休」のような形で時間を取り戻すことができるので、良い制度だと思う。取得した休日に、家族と過ごす時間が増えて良かった。
○夏季休業中に休日が増えた感じ。この休日は、自分の資格取得のために使った。次回もこの制度を利用し、時間を有効に活用したい。

負担にならない時間の貯金をしている感じです。後期（休日は、冬季休業中に設定）には、７人の先生方が制度を利用する予定です。【教頭先生より】